

9 政令別表第1(8)項(図書館、美術館)

省令第1条の3第1項(表)

従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。

(1) 算定要素の定義

ア 「閲覧室」の取扱いは、次によること。

(ア) 開架(自由に入れる書棚部分をいう。)と閲覧(児童用閲覧を含む。)が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として扱うこと。

(イ) CD等の試聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱うこと。

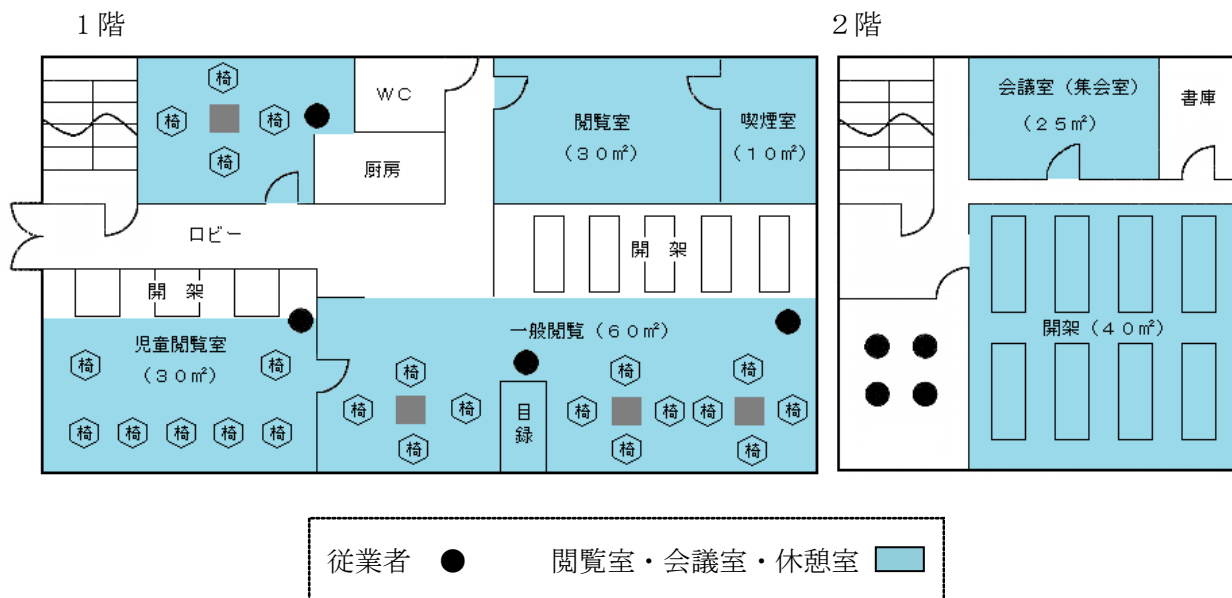
イ 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も、「展示室、展覧室」の床面積に算入すること。

ウ 従業者以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱うこと。

エ 来館者が使用する喫茶室、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として扱うこと

(2) 算定例

(8) 項：図書館



ア 従業者 8人

イ 閲覧室等の床面積 $20\text{ m}^2 + 30\text{ m}^2 + 10\text{ m}^2 + 30\text{ m}^2 + 60\text{ m}^2 + 25\text{ m}^2 + 40\text{ m}^2 = 215\text{ m}^2$

$8\text{ (人)} + (215\text{ m}^2 \div 3\text{ (m}^2)) = 79$

となり、収容人員は、79人となる。